

平成22年6月16日

建築行政主務課長 様
指定確認検査機関 様

財団法人建築行政情報センター
理 事 長 松 野 仁

台帳・帳簿登録閲覧システム障害に関する状況報告について

平素より当財団業務に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月1日から本稼動した建築行政共用データベースシステムの「台帳・帳簿登録閲覧システム」（以下「台帳システム」という。）について、既導入庁より、検索、登録が大変遅い等のご指摘をいただき、調査した結果、システム運用に伴う隠れた障害が確認されました。

関係者の方々には多大なご迷惑をおかけしましたことに深くお詫びするとともに、主な障害の内容と原因、改修状況及び今後の対応について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 主な障害の内容と原因

（1）検索に時間を要する障害

検索に関するプログラムの不備により、常にデータベース全体を検索する状態となっていたことから、検索が異常に遅くなる障害が発生していました。

（2）基本統計が出来ない障害

基本統計処理は、42種類の検索を行って集計を行うものですが、その際に前記（1）の検索プログラムに誤りがあったため検索が異常に遅く、基本統計が終了しない状態となっていました。

（3）接続が切れてしまう障害

台帳システムでは、サーバーがダウンした場合の対策として複数のサーバーを設置し、サーバーに機械的な障害が発生したときに利用者の接続を切断し、他のサーバーに切り替わる設定になっていますが、サーバーに高負荷が発生したときにも同様に接続が切断される設定になっていました。前記（1）の障害によりサーバに高負荷が発生し、頻繁に接続が切れる障害が発生していました。

（4）障害発生時の「システム例外」表示

システム障害や利用者の誤操作の際に、「システム例外」とのみ表示され、利用者にはその原因の特定ができない状態となっていました。

2. 改修状況について

改修版を下記のとおりリリースし、障害はほぼ収束しております。

（1）検索に時間を要する障害について

4月上旬及び5月12日に処理速度を向上させた改修版をリリースしました。

（2）基本統計が出来ない障害

5月11日に基本統計機能改修版のリリースを行いました。

（3）接続が切れてしまう障害について

サーバーに機械的な障害が発生した時のみに接続の切断及び切り替えが行われるように4月上旬に設定を変更した結果、障害は解消されています。

(4) 障害発生時の「システム例外」表示

現在までに確認されたシステム例外の内、一部については5月下旬に改修しました。さらに6月末を目途に、利用者にとって分かり易いエラー・メッセージに改修する予定です。

なお、改修版に隠れた瑕疵がないことを確認し、万全を期すため、本年4月以降に予定されていた従来の建築確認支援システム（以下「旧システム」という）から台帳システムへのデータ移行を、6月末まで一旦中止させていただいております。

これに伴い、データ移行スケジュールに一部遅延が発生しますが、7～9月の3ヶ月間、データ移行を最優先業務として精力的に取り組むことにより、9月末を目途に当該遅延の回復を図り、10月以降のデータ移行は当初予定どおり実施する計画です。

3. 今後の対応

本文書は、下半期利用開始機関（本年10月以降にデータ移行予定の機関）及び新規利用機関（旧システム」からのデータ移行を行わない機関）に発信しております。

下半期利用開始機関及び新規利用機関におかれましては、障害は既にほぼ収束し、さらに9月末にデータ移行スケジュールも回復するため、利用開始スケジュール及びデータ移行スケジュールには、特に影響ありません。

上半期までの利用開始機関に対するご案内については、本文書に先行して、下記趣旨にてご案内しております。参考として記載いたします。

（参考）

上半期利用開始機関（平成22年9月末までにデータ移行予定の機関）

(1) 旧システムからデータ移行予定の機関

6月末までデータ移行を中止することに伴い、9月末までの導入予定機関を対象としてスケジュールの再調整をします。1～3ヶ月程度延期とさせていただき、その間の機器費用等はI C B Aが負担いたします。詳細については別途連絡をいたします。

(2) 新規に台帳システムを導入する機関

本年6月末以降の新規導入であれば、利用開始時期スケジュールには、特に影響ありません。

利用開始済み機関（データ移行済みの機関）

台帳システムの改修完了までの間、システム上の不具合により業務に支障をきたす場合は運用を一時中止し、旧システムへの代替運用により対応することができず（既に個別連絡等により代替運用を開始している機関もあります）。

なお、代替運用をしていただく場合も、原則として共用D Bの利用契約は存続し、共用D Bの利用料が発生しますが、旧システム利用のための機器リース等の費用はI C B Aが負担いたします。

4. その他

システム利用に当たっての改善要望も、既に多数いただいております。

6月末までに下記改善を実施する予定です。

- ・ 審査情報も含めたデータ抽出機能拡充
- ・ 指定機関からの報告物件に対する受付番号付与
- ・ 検査率算定及び未受検物件の督促用データ出力機能

その他の改善要望につきましても、その優先度を踏まえ、順次改善を行ってまいります。特に要望の多い物件コピー（入力の際の既存データ流用）機能等につきましては、年内改修を目途に対応するよう努めます。

今回の主な障害に関する事項、データ移行及び契約に関する事項等、ご質問がある場合は下記までご連絡をお願いいたします。

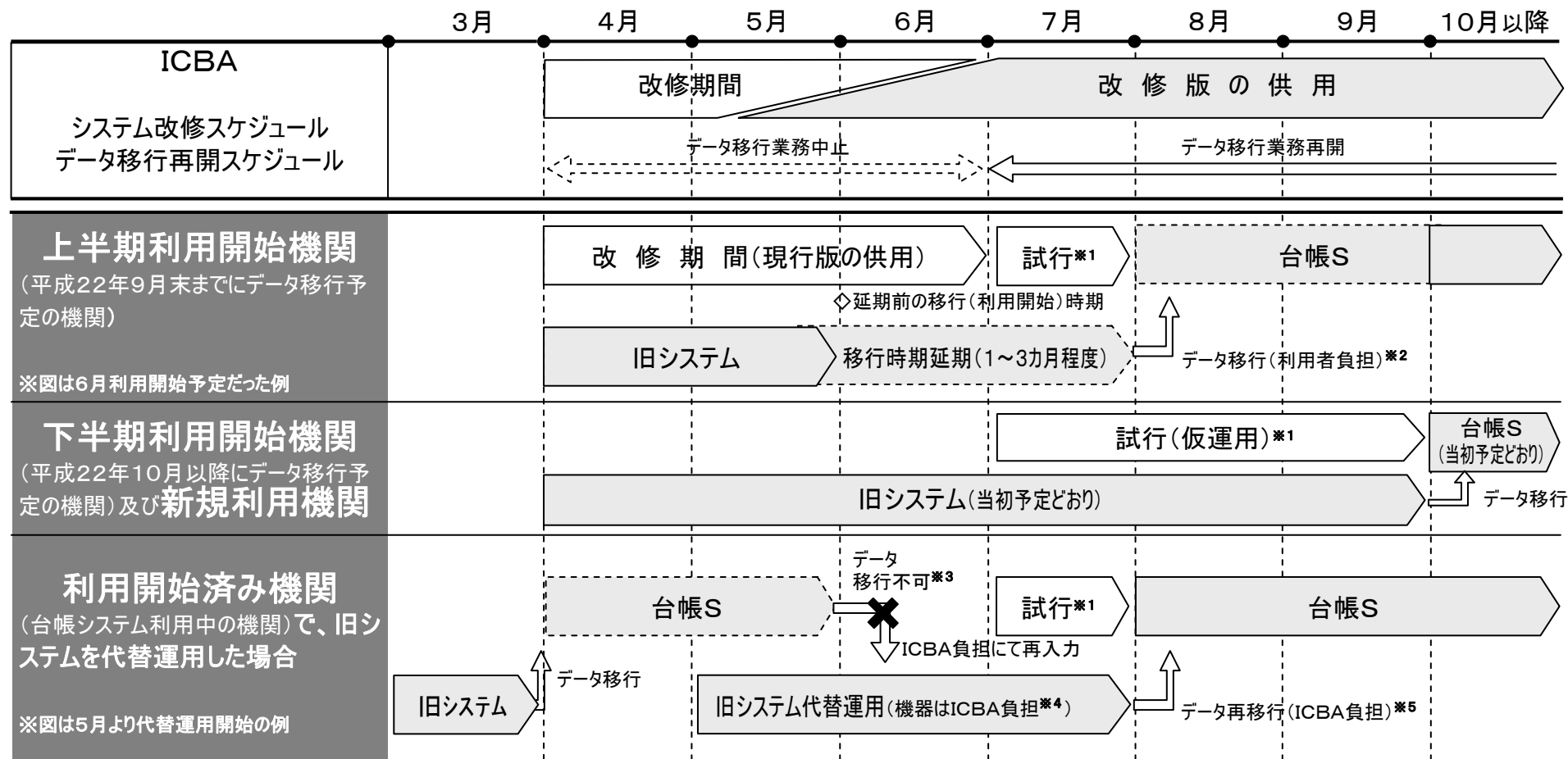
お問い合わせ先

財団法人建築行政情報センター

導入促進課 地域担当

TEL03-5225-7707 dbinfo@icba.or.jp

システム改修スケジュールと台帳システム利用（予定）行政庁の対応



※1 試行(仮運用)にて台帳システムに入力したデータは、原則としてデータ移行時に削除します(再移行時も同様)。試行段階から本番データを入力する場合は別途ご相談ください。

※2 7月より改修版の供用を開始しますので、実運用で改修状況をご確認いただき、データ移行時期再調整の上、台帳システムへのデータ移行を実施いたします。

※3 代替運用に当たり、台帳Sから旧システムへのデータは移行はできません。この場合、旧システム利用時の最終状態(上図では3月末)から台帳S利用中止までに更新したデータ(上図では4~5月の更新データ)は、旧システムに再入力する必要があります。再入力の費用はICBAにて負担させていただきます。

※4 旧システム用の機器が撤去前の場合は、そのまま当該機器をご利用ください。撤去済みの場合、ICBA負担にて必要な機器を手配させていただきます。

※5 7月より改修版の供用を開始しますので、実運用で改修状況をご確認いただいた上、ICBA負担にて台帳システムへのデータ再移行を実施いたします。